

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：湧水町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.2 %
全職員	93.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 湧水町における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、湧水町職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—
課長相当職	96.9 %
課長補佐相当職	93.4 %
係長相当職	95.3 %

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.7 %
31～35年	90.5 %
26～30年	101.2 %
21～25年	93.4 %
16～20年	— %
11～15年	93.7 %
6～10年	97.0 %
1～5年	109.0 %

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は73.1%である。
- ・男性の方が時間外勤務が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は44.4%となっている。
- ・(1)役職段階別の「部局長・次長相当職」の区分には該当がないため記載なし。
- ・(2)勤続年数別「16～20年」の区分には男性がいないため記載なし。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。